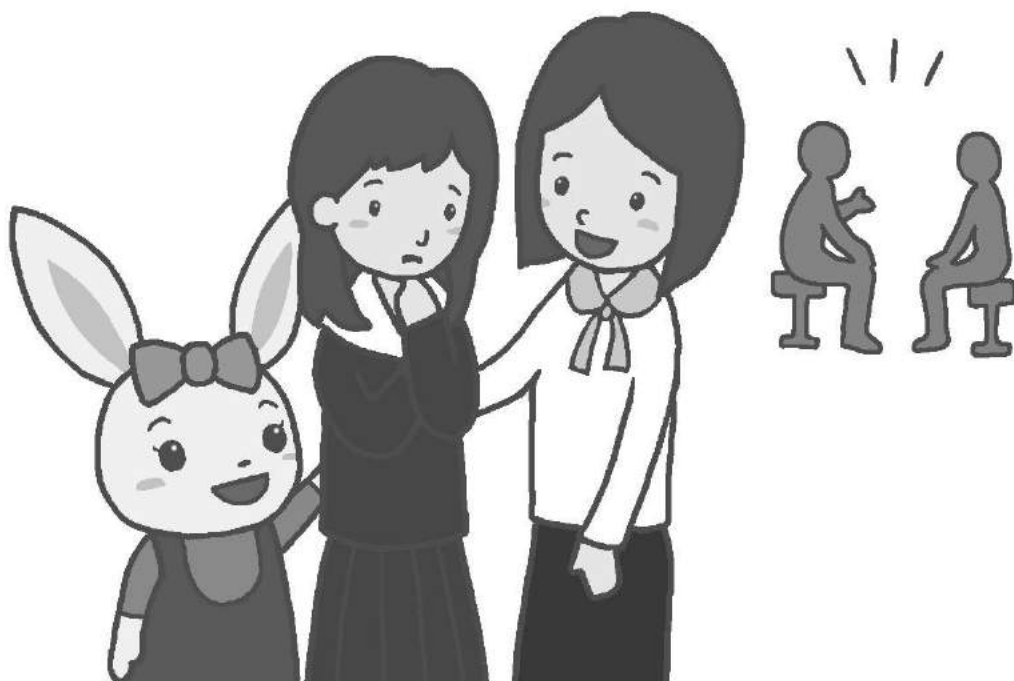


平成29年度 多治見市子どもの権利擁護委員 活動報告書



©ひがしうらえみ



平成30年（2018年）6月
多治見市子どもの権利擁護委員



は じ め に

「子どもの世界」を発見したと言われるフランスの J・J・ルソーは、その著書『エミール』の中で次のように語っています。「子どもがなんにもしないで幼い時代をむだにすごしているのを見て、あなた方は心配している。とんでもない。しあわせに暮らしているのがなんの意味もないことだろうか。一日中、飛んだり跳ねたり、遊んだり、走りまわったりしているのが、なんの意味もないことだろうか。一生のうちでこんなに充実した時はまたとあるまい。」(ルソー著／今野一雄訳『エミール (上)』岩波書店、2016 年、210 頁) 昨今の「子どもの貧困」問題の拡大の中で、こうした“子ども時代”を奪われてしまっている状態は一刻も早く改善しなければなりません。一方で、今日のおとなたちは、ルソーの時代以上に、「何にもしていない」ことや「無駄に過ごしている」ことを否定的に見ているように思えてなりません。私自身も同じです。子ども達と向き合うときには、いつも一生懸命、自分の子ども時代の感情を思い出すように努めるのですが、それはなかなか容易なことではありません。

子どもの権利条約 12 条には子どもの「意見表明権」が書かれていますが、子ども達はおとなのように明確に意見を述べることはできません。私たち、子どもの権利擁護委員の仕事は「言葉として語ることができない」子どもの思いや感情を“代弁する”ことであると言われていますが、それは言うほど簡単なことではないように思います。事実、子どもの権利擁護委員の一人として出した結論が、果たして“子どもの世界”に届くものになっているのか、ひょっとすると、おとなや関係機関の思惑に終始したものになっていないか—もちろんそれが必要なときはありますが—、しばしば悩みます。特に最近、当該の子どもさんの姿が見えず、私たちと保護者・親御さんとのやり取りによって解決策を考えるようなケースが増えてきていることから、私たちの結論が本当に子どもさんが言いたかったことなのか、やりたかったことなのか、考え込むこともあります。

「子どもの世界」がおとなにはなかなか見えないのと同じく、子どもの「幸せ」も、子どもでないと分からないことがあります。かつて熊本県で『公立中学校丸刈り校則裁判』という訴訟がありました。熊本地裁は結論的に「丸刈り校則」を定めている学校側を勝たせたのですが(昭和 60 年 11 月 13 日熊本地裁判決)、著名な憲法学者である芦部信喜教授は、これを批判し、次のように述べています。

「(憲法 13 条で保障される自己決定権は) 一定の重要な私的事柄について自ら決定する権利であり、少なくとも髪形や服装などの身じまいを通じ

て自己の個性を実現させ人格を形成する自由は、精神的に形成期にある青少年にとって成人と同じくらい重要な自由であることから、憲法 13 条で保障されていると解すべきである。」

おとなにとっては“とるに足らない”ことでも、子どもにとっては「人格的生存に不可欠な重要事項」となり得る場合があります。芦部教授によれば、それは、憲法 13 条によってまもられるべき“子どもの人権”と捉えられます—人格的自律権とも呼ばれています—。

私たち子どもの権利擁護委員の職務の第一は、子どもの権利侵害状態からの救済・回復ですが、同時に、子どもの自己決定力—何が幸せかを自分で判断する力—を育み、支援することがとても重要な仕事となります。総じて、本機関に関わる子どもさんたちは、すでに、そうした力が希薄になっていることが多いので、私たちは、その力の回復を粘り強く、かつ、辛抱強く待ちます。本報告書の中の一つ一つのケースについても、このような数字に現れない多大な時間がかけられていることをご理解いただければ幸いです。合わせて、こうした働きかけを行うためには、離れがちな子ども達を何とかつなぎとめ、対話しながら、“信頼できる他者”の存在を実感してもらえよう恒常的な子ども機関・専門職が是非とも必要となります。本市に子どもの権利相談室が常設され、相談員が配備されていることは、この観点から見て、大きな意味があります。それは「多治見市子どもの権利条例」の質の高さを示すものでもあります。実際、全国的に見ても、子どもの権利擁護委員制度はあっても、相談室があるという自治体はそれほど多くはないのです。

今年度も、いくつかのケースで、相談員が、私たち擁護委員に、とても貴重な「子どもの世界」の言葉と価値観、そして、成長の証しを提供してくれました。本報告書の内容は、あらためて言うまでもないことですが、子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室・相談員の協働の産物であることを申し添えておきたいと思います。

平成 30 年（2018 年）3 月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 松原 信継

目 次

はじめに 多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 松原 信継

I 平成 29 年度の活動状況について

1 相談受付状況	5
(1) 月別延べ相談回数	6
(2) 相談者	6
(3) 学齢・性別相談対象者	7
(4) 相談内容	8
(5) 相談方法	9
(6) 相談時間帯	9
(7) 相談所要時間	10
(8) 相談曜日	11
(9) 対応	11
多治見市子どもの権利相談室カード・リーフレット	12
2 相談事例から	13
3 救済の申立ての状況	15
4 出張相談	16
5 活動報告会の開催	16
6 広報・啓発活動	17

II 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「平成 29 年度救済申立てに関する報告」

多治見市子どもの権利擁護委員 安藤 友美	19
----------------------	----

「1 年間の活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員 坂崎 芳範	20
----------------------	----

おわりに	21
------	----

参考資料

多治見市子どもの権利に関する条例	25
多治見市子どもの権利擁護委員制度(子どもの権利相談室)のしくみ	29
多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿	30

I 平成 29 年度の活動状況について

多治見市は、子どもの権利を保障するまちづくりを推進するために、平成 15 年 9 月全国で 4 番目に総合条例として多治見市子どもの権利に関する条例を制定しました。条例に基づき、子どもの権利擁護委員が選任され、平成 16 年 4 月に子どもの権利相談室を設置、開室 14 年が経過しました。

子どもの権利擁護委員の特色は、既存の相談機関と異なり、子どもが安心して気軽に相談し、救済を求めることができる、行政から独立性を尊重された公的第三者機関であることです。

平成 22 年には、子どもの権利相談室の愛称を「たじみ子どもサポート」とし、3 名の子どもの権利相談員が、子どもに関する相談を受け、助言や支援を行っています。

1 相談受付状況

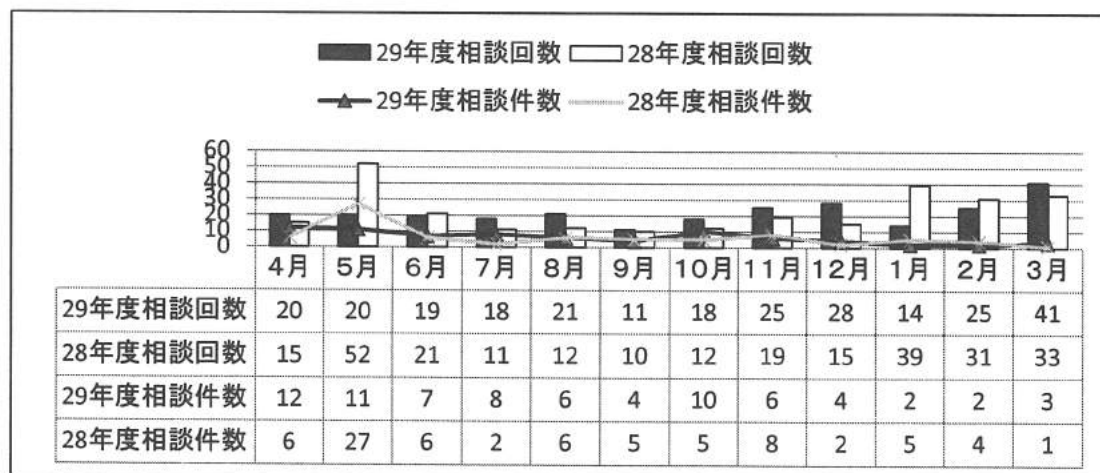
平成 29 年度の相談件数は 75 件、延べ相談回数は 260 回でした（注 1）。相談件数は、前年度の 77 件から約 3 % 減少しました。延べ相談回数については、前年度の 270 回から約 4 % 減少しました（図表 1）。

子ども本人からの相談件数は 17 件（23%）、おとなからの相談件数は、58 件（77%）でした。全体の相談件数のうち、保護者からは 32 件（43%）でした。子ども本人と相談した延べ相談回数は 58 回（22%）であり、おとなと相談した延べ相談回数は 202 回（78%）でした（注 2）。

（注 1） 相談件数は、初回に相談を受け付けた件数です。また、相談件数に 2 回目以降継続して相談を受け付けた回数を含めたものが、延べ相談回数です。

（注 2） 初回におとなから受け付けた相談で、子ども本人との相談が必要な場合は、相談者がおとなから子ども本人に変わることがあります。

【図表 1】平成 28・29 年度月別相談受付（相談件数・延べ相談回数）

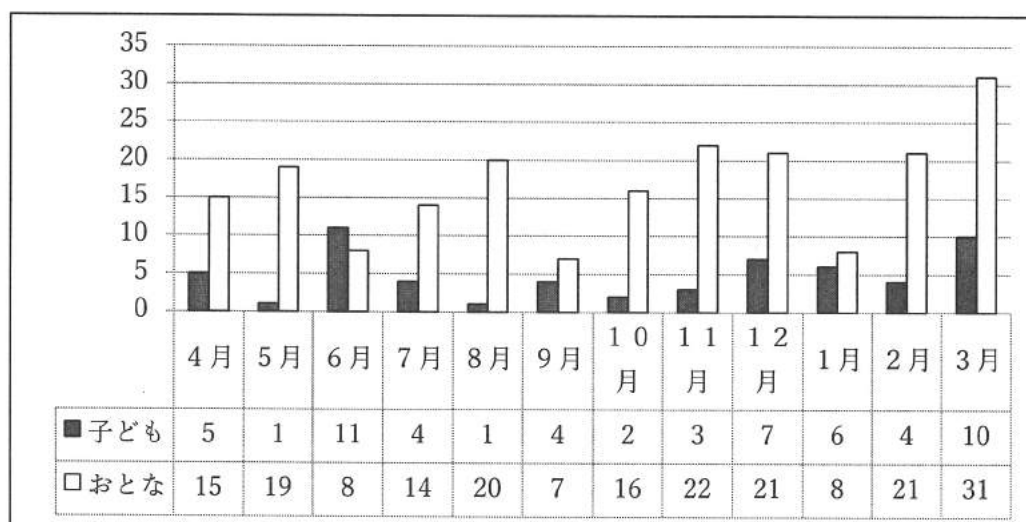


(1) 月別延べ相談回数

平成 29 年度は、3 月の相談が多く、次いで 12・11・2 月の相談が多くなっています。新学期が始まり、市内の小中学校、高等学校、幼稚園・保育園へ子どもの権利相談室カードを配布する 5・6 月は、カードを手にした子どもや親からの相談が多いのですが、平成 29 年度は、年度末に向けて継続した相談が多かった傾向があります。

月別では、子ども本人との相談は、6・3・12 月の順に多く、おとなとの相談は 3・11・12・2 月の順に多くありました(図表 2)。

【図表 2】平成 29 年度月別延べ相談回数



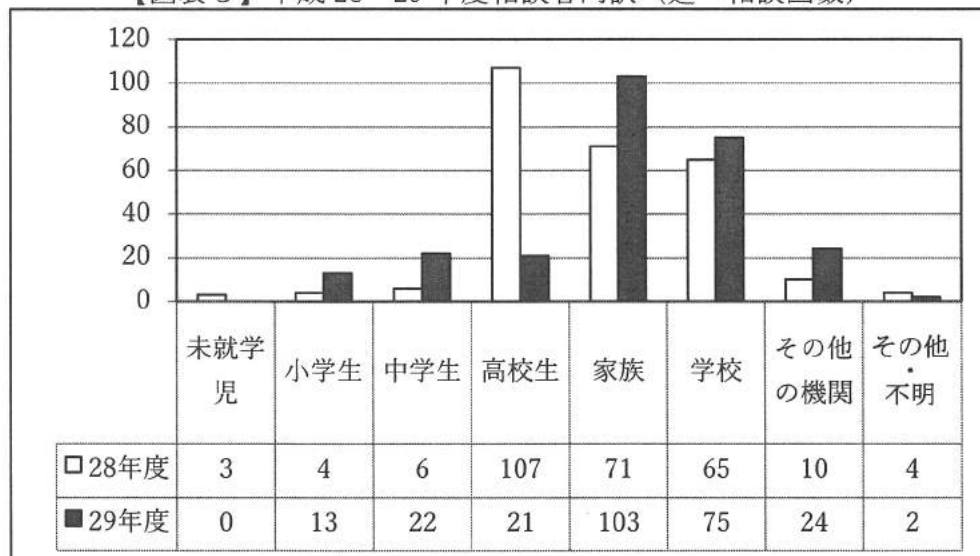
(2) 相談者

相談者の内訳は、家族からの相談が延べ相談回数 103 回(40%、前年度割合 26%)であり、母親からの相談は 82 回(32%、前年度割合 19%)でした。学校関係者は 75 回(29%、前年度割合 24%)でした。子ども本人との相談は 58 回(22%、前年度割合 46%)でした。

子ども本人からの相談 58 回のうち、未就学児 0 回(前年度割合 1%)、小学生は 13 回(5%、前年度割合 1%)、中学生は 22 回(8%、前年度割合 2%)、高校生は 21 回(8%、前年度割合 40%)、対象外及び年令不明は 2 回でした。

本年度は、前年度と傾向が異なり、小学生の延べ相談回数は昨年比約 3.3 倍に増加し、中学生の延べ相談回数も同約 3.7 倍に増加し、逆に高校生の延べ相談回数は同約 5 分の 1 に減少しました。(図表 3)。

【図表 3】平成 28・29 年度相談者内訳（延べ相談回数）



（注）「その他」内訳は対象年齢外（19 歳以上の方）からの相談が 2 件です。

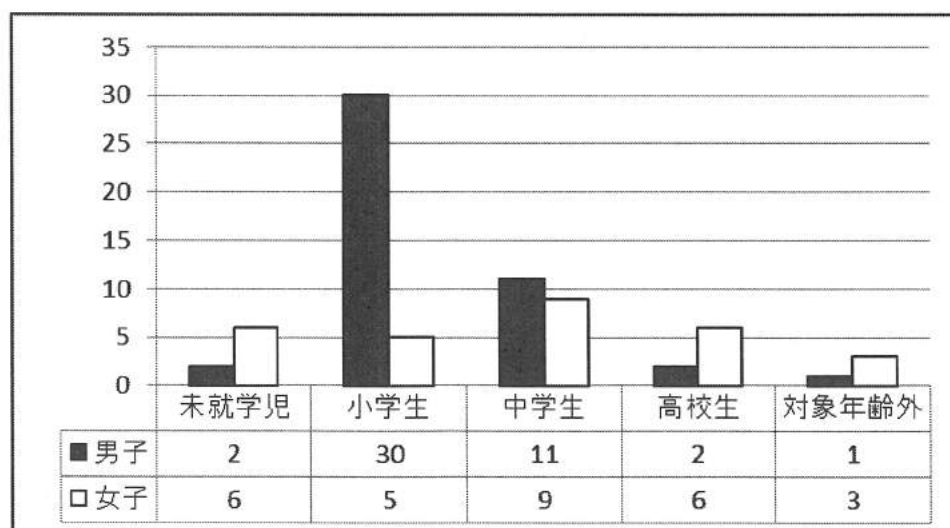
また、学校からの相談は、学校訪問での情報交換も含んでいます。

（3）学齢・性別相談対象者

相談対象者の学齢別内訳を見ると、未就学児についての相談は 8 件（11% 前年度割合 14%）、小学生は 35 件（47%、前年度割合 40%）、中学生は 20 件（27%、前年度割合 23%）、高校生は 8 件（11%、前年度割合 14%）でした。対象外・年齢不明の相談件数は 4 件でした。

性別では、男子 46 件（61%、前年度割合 49%）、女子 29 件（39%、前年割合 48%）でした（図表 4）。

【図表 4】平成 29 年度学齢・性別相談対象者（相談件数）



(4) 相談内容

子ども本人との主な相談は、進路・学習 24 回（9 %）、学校施設等の対応 5 回（2 %）、不登校・交友関係・家庭家族の悩み事がそれぞれ 3 回（1 %）でした。

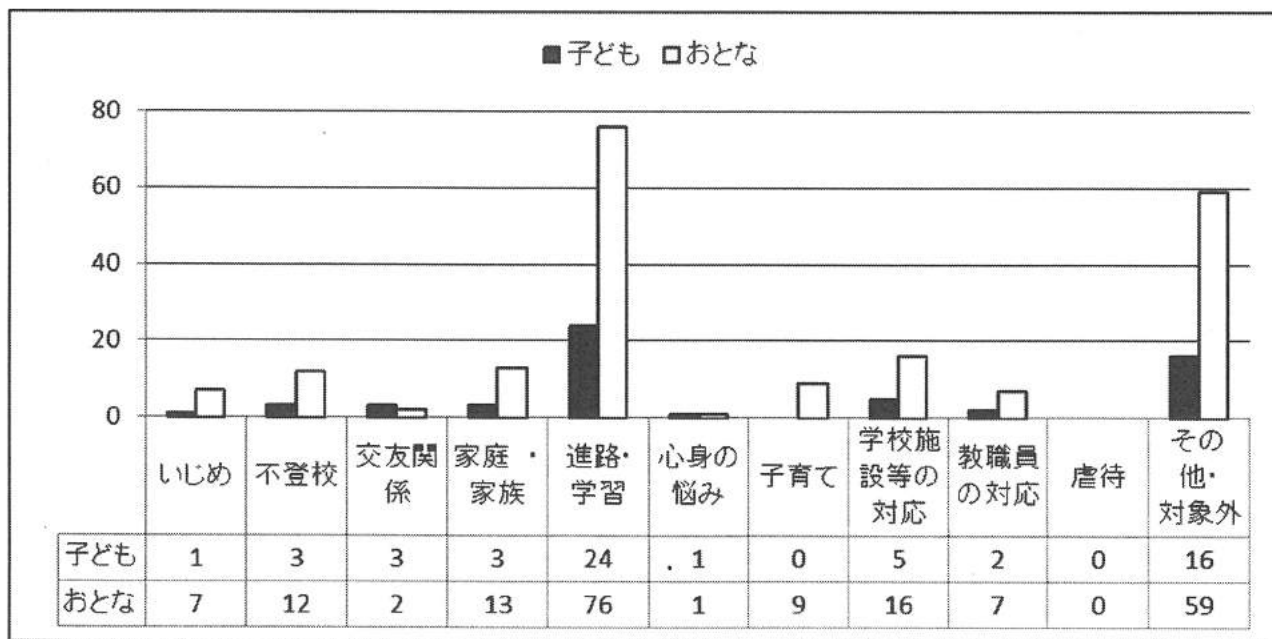
おとなとの相談で主なものは、進路・学習 76 回（29 %）、学校施設等の対応 16 回（6 %）、家庭・家族の悩み 13 回（5 %）でした（表 1・図表 5）。

今年度の特徴として、子ども本人からの相談だけでなく、おとなも子どもの進路・学習の支援方法等についてのケースが多く見られました。これは平成 26 年度から続いている状況です。

【表 1】平成 29 年度相談内容（相談件数・延べ相談回数）

	いじめ	不登校	交友関係	家庭・家族の悩み	進路・学習	心身の悩み	子育て	学校施設等の対応	教職員の対応	虐待	その他対象外
相談件数	4	6	2	5	11	2	3	7	2	0	33
延べ相談回数	8	15	5	16	100	2	9	21	9	0	75

【図表 5】平成 29 年度子ども・おとなの相談内容（延べ相談回数）



(5) 相談方法

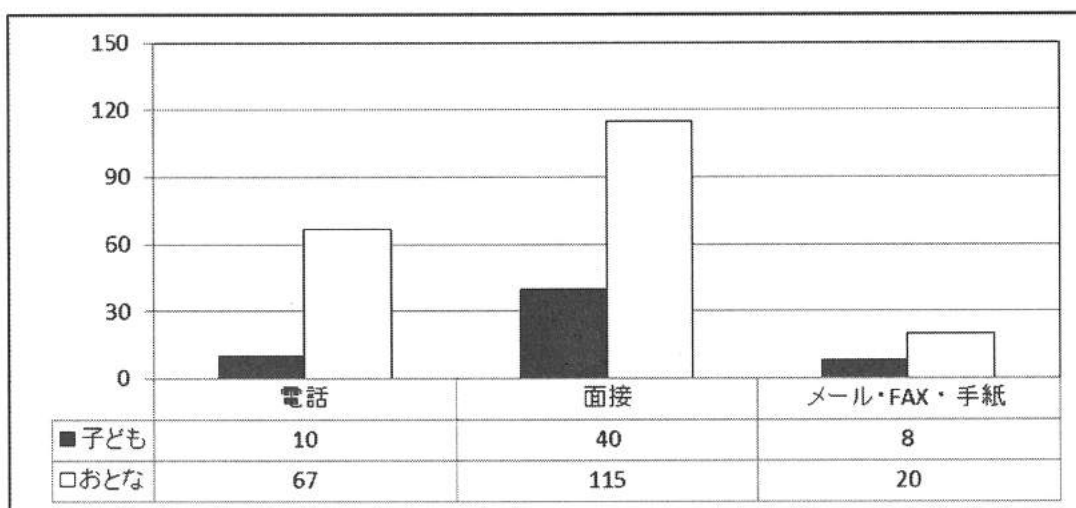
相談方法は、電話相談 77 回（30%）、面接による相談 155 回（60%）メール（FAX・手紙）による相談 28 回（11%）でした。

子どもについては、電話による相談 10 回（4%）、面接による相談 40 回（15%）メール（FAX・手紙）による相談 8 回（3%）でした。

おとなについては、電話相談 67 回（26%）、面接による相談 115 回（44%）、メール（FAX・手紙）による相談 20 回（8%）でした。

子ども・おとな共に、相談室での面接相談の割合が高く、次いで電話による相談割合が高くなっています。（図表 6）。

【図表 6】平成 29 年度子ども・おとなの相談方法（延べ相談回数）



(6) 相談時間帯

子どもからの相談は、時間外相談 16 回（6%）、午後 3 時台 12 回（5%）、午後 2 時台と午後 5 時台はそれぞれ 8 回（3%）でした。

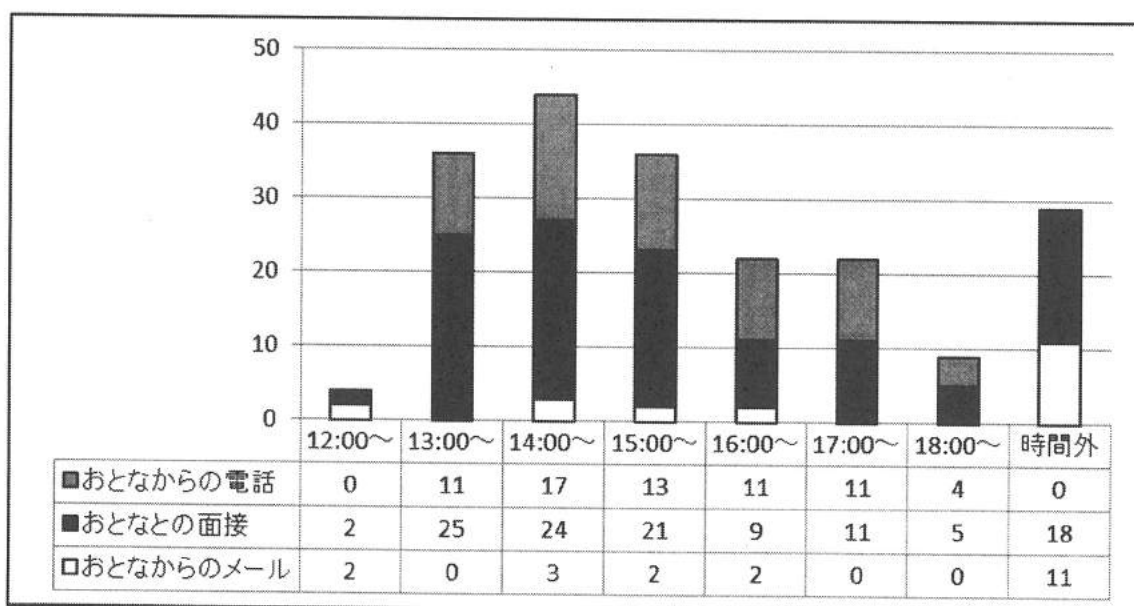
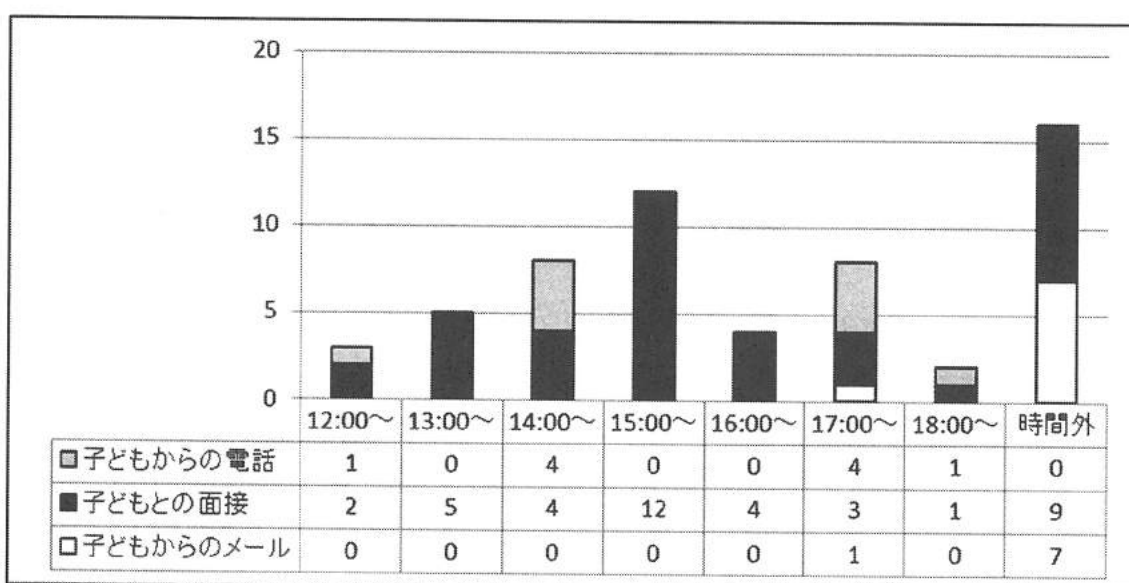
本年度の相談時間帯のピークは、午後 3 時台でした。（図表 7）。

前年度のピークも、午後 3 時台の 38 回（15%）でした。

今年度の特徴としては、時間外の相談が多くありました。相談時間外にもメールや手紙・FAX による相談が入ることがあります。また、関係機関との調整で相談時間終了後に動くこともあります。

おとなの相談は、午後 2 時台 44 回（17%）、午後 1 時台と午後 3 時台はそれぞれ 36 回（14%）でした。（図表 7）。

【図表 7】平成 29 年度子どもとおとなの相談時間帯（延べ相談回数）



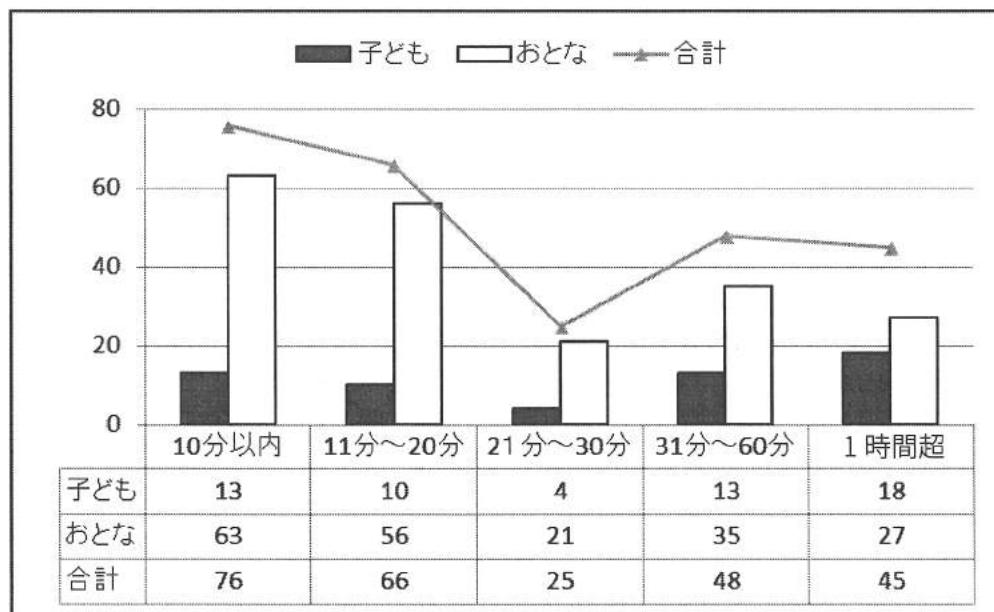
(7) 相談所要時間

相談にかかる時間は、10 分以内が多く 76 回(29%)でした。次いで、11 分～20 分以内が 66 回(25%)、31 分～60 分の相談が 48 回(18%)でした。

子ども本人との相談所要時間は、1 時間を超える相談が 18 回(7%)で最も多く、続いて 31 分～60 分と 10 分以内の相談がそれぞれ 13 回(5%)でした。

おとなとの相談所要時間は、10 分以内の相談が 63 回(24%)、次いで 11 分～20 分までの相談が 56 回(22%) でした(図表 8)。

【図表 8】平成 29 年度子ども・おとなの相談所要時間（延べ相談回数）



（注）メール・手紙・FAXによる相談は、10 分以内の相談所要時間にカウントしています。

（8）相談曜日

子どもの権利相談室たじみ子どもサポートは、火曜日から金曜日は、午後 1 時から午後 7 時まで、土曜日は正午から午後 6 時まで開室しています。相談を受け付けた最も多い曜日は、火曜日 71 回（27%）、次いで金曜日 60 回（23%）、木曜日 46 回（18%）でした。（前年度については、最も多く相談を受け付けた曜日は火曜日で、延べ相談回数は 70 回、全体に占める相談割合は 26%でした。）（表 2）

【表 2】子ども・おとなの相談曜日（延べ相談回数）

	火	水	木	金	土	左記以外
子ども	17	6	11	10	14	0
おとな	54	38	35	50	24	1
合 計	71	44	46	60	38	1

（9）対応

相談が初回で終了した件数は 26 件（35%）でした。2 回目以降継続的に相談した件数は 49 件（65%）で、延べ相談回数は 234 回（90%、前年度 87%）でした。また、出張相談で対応した延べ相談回数は 15 回（6%、前年度

7回3%)でした。

継続相談では、平均すると1件当たり4.8回(前年度5.7回)の対応をしたこととなります。

対応の多くは、相談者の話を傾聴し、解決の方法を一緒に探り、本人の中から答えを見つけられるよう、助言することでした。

相談者の気持ちを受けとめ尊重し、解決を図るなかで、相談者だけではどうしてもならない場合は、子どもの権利擁護委員が調整活動に入ることがあります。

子どもの最善の利益を考え、相談者と子ども関係者の間に入って、双方の話を聞き、子どもの代弁者として、問題の解決にあたったケースは6件(前年度2件)ありました。ほとんどは第三者として調整に入ったことで、相談者と子ども関係者双方の理解が深まり、子ども本人にとって良い方向に向かいました。

多治見市子どもの権利相談室カード・リーフレット

「ひとりじゃないよ、いっしょに話そう」
相談の内容、名前などの秘密は
きちんと守られ、安心だよ！
E-mail: kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
たじみ子どもサポート | Q 相談
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55
ヤマカまなびパーク4階
TEL:0572-23-8666 FAX:0572-23-8786

多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
火～金 ひる1時～よる7時
土 ひる12時～よる6時
フリーダイヤル (通話無料)
0120-967-866
携帯からもつながるよ

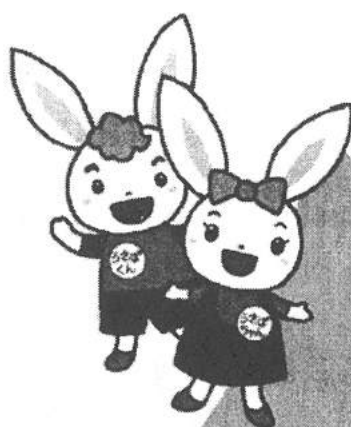
でんわしてね



ひとりじゃないよ
いっしょに話そう

多治見市子どもの権利相談室

たじみ子どもサポート



多治見市

2 相談事例から

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」では、子どもの権利擁護委員の下で3名の相談員が、子どもの権利を常に意識しながら、子どもの最善の利益を最優先に日々相談活動を行っています。

最近では、いつの時代でも変わらない子どもならではの相談はもちろんのこと、相談室が開設された14年前には想定すらできなかった相談も入ってきます。

多岐にわたる相談に対応するために、相談を受ける側としては、社会的な事件なども含めて、今の子どもを取り巻く事情を把握しておくことが必要となってきます。

平成29年度の傾向としては、平成28年度とは対照的に、男子の相談が多く寄せられました。相談の経路としては、①相談をかけたことがある知人からの紹介、②身近に相談できる人や相談先がなかなか見つからずインターネットで調べてきた人、③リーフレットやカードをきっかけに来た人の3パターンが多くありました。

子どもの権利相談室というからには、子ども自身の思いを真ん中にどう解決するかを一緒に考えていきます。

おとなだと、初めての相手と話すことに抵抗はあまりないですが、子どもはいきなり知らない人に相談することに抵抗が大きいようです。子ども本人が安心して話をしてくれるためには、保護者の協力が必要です。

まず、お母さんやお父さんにとって、信頼して安心できる相談場所であるように、相談室として努めています。それがあって初めて子ども本人につながり、話を聴かせていただけます。

子どもにとって、出来事と向き合い、今自分は どうしたいかを言葉にするのが難しいこともあります。普段の生活の中でなかなか自分自身のことについて意見を言う機会は多くありませんから、どうしたいかということがすぐには言葉にできません。どの子も自分の考えをきちんと持っています。言い出せない時もありますが、それを聴くためには、その子のタイミングを待ち、時には話し出しやすい工夫も必要となります。子どもの話を聴くには、おとな側の聴く姿勢の大切さを実感します。私たちは子どもたちの姿から、自分自身で解決できる力や未来への可能性を実感します。

今年度は、相談室の特徴である児童センターへの出張相談での一コマを紹介します。子どものフィールドで、聴くおとな＝相談員との会話を通して、自ら解決に向かう子どもたちの様子です。

「出張相談にて・・・」



市内2か所の児童センターに毎月一回「出張相談」に出かけています。月に一度だけの訪問ですので、子どもたちが心を開いてくれるまで時間がかかることもあります。

何度か出会い遊び慣れたころ、相談員が訪ねるのを待っていてくれたこともありました。

十分に気持ちを話して、どうしたらよいか一緒に考えたあと、すっきりした表情で、また遊びに向かっていく姿を見るのは、相談員側も嬉しくなる瞬間です。

「話をじっくり聴いてくれる人が来る時間」として出張相談が定着するといいなと思っています。

出張子どもの権利相談室

旭ヶ丘児童センター

第2土曜日

13:30~15:00

太平児童センター

第4土曜日

15:30~17:00

※月により日時が変更する場合もあります。



3 救済の申立ての状況

平成 29 年度の救済申立ては 1 件でした。過去の状況は以下のようです。

救済申立て案件一覧 (平成 16 年 4 月～平成 30 年 3 月)

	案件番号	申立て事項・情報	条例上の対処等
1	平成 18 年 1 号	市のアレルギー給食対応の見直しについて	4 月 調査 2 月 市へ要望書
2	平成 20 年 1 号	園児虐待一時保護・子ども関係機関への不信について	4 月 調査
3	平成 20 年 2 号	園児いじめによるケガの園対応について	2 月～ 調査 5 月 是正要請 ^{*1} 7 月 調整
4	平成 21 年 1 号	担任のクラスへの暴言について	6 月 調査
5	平成 21 年 2 号	学童指導員の暴言について	10 月 調査 11 月 勧告 ^{*2}
6	平成 21 年 3 号	園でのケガ・後遺症について	3 月 調査 3 月 是正要請 ^{*1} 3 月 調整
7	平成 23 年 1 号	通学途中のケガについて	6 月 調査
8	平成 24 年 1 号	虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて	12 月 調査
9	平成 24 年 2 号	生徒指導中の自傷行為について	3 月～調査 4 月～調整 8 月 勧告 ^{*2}
10	平成 24 年 3 号	学校外の金銭トラブルについて	3 月 調査
11	平成 25 年 1 号	学校外のトラブル解決について	5 月 調査
12	平成 25 年 2 号	担任の暴力と暴言について	6 月 調査 9 月 調整
13	平成 25 年 3 号	担任の暴力と暴言について	6 月 調査 9 月 調整
14	平成 25 年 4 号	不登校・学校対応について	10 月～ 調査
15	平成 25 年 5 号	園児への担任の暴言について	3 月 取り下げ 相談
16	平成 27 年 1 号	学校屋外施設における事故について	9 月～ 調査 6 月 勧告 ^{*2}
17	平成 27 年 2 号	担任の暴力について	10 月 取り下げ 調整
18	平成 27 年 3 号	虐待による転校について	1 月 取り下げ 関係機関連携
19	平成 29 年 1 号	学童保育所の対応について	4 月～調査 5 月 調整

注) *1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの

*2 「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

4 出張相談

平成 29 年度は昨年度に引き続き、旭ヶ丘児童センターにおいて、毎月第 2 土曜日午後 1 時 30 分から午後 3 時まで、太平児童センターにおいて、毎月第 4 土曜日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで、「子どもの権利出張相談」を実施しました。相談は、両児童センターで 15 回ありました。

児童センターは子どもたちが遊びに来るところだから相談なんてしないのでは？と思われるかもしれませんが。相談員は、定期的に訪問して子どもたちと顔を合わせ、一緒に過ごし、遊びを通じて関わりを作っていきます。子どもが何かあった時に安心して話してみようと思える関係になっていくには時間も必要です。子どもはおとなと違って、相談員だからといって相談をかけることはなかなかできません。安心できる関係の中で初めて語られることも多いものです。

子ども本人からは家庭や学校や友達について、母親からは子育てに関する悩みについて、子ども施設関係者からは子どもに対する関わりや支援についての相談がありました。

出張相談の場面では、子どもたちが、学校外の場所で、学校とは違う顔を見せています。今、目の前の子どもの背景を理解した上で、子どもの思いをどう受け止め、どう関わるのか、相談員としての対応が試されます。

5 活動報告会の開催

多治見市子どもの権利に関する条例第 18 条に基づき、平成 28 年度子どもの権利擁護委員活動報告会を次のとおり開催しました。

日時：平成 29 年 8 月 2 日（水）13：30～15：30

場所：多治見市産業文化センター 3 階 大会議室

内容：

1. 多治見市子どもの権利擁護委員平成 28 年度活動報告会



多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 松原 信継

擁護委員 安藤 友美

擁護委員 坂崎 芳範

2. 講演「人権ってなんだろう？～いじめを通して考える子どもの人権～」

講師 溝口 博司 氏（弁護士）

6 広報・啓発活動

子どもの権利擁護委員と相談員は、平成 29 年度に以下の広報・啓発活動を実施しました。

- ① 5 月から 6 月にかけて、相談員が市内全小・中・高等学校 26 校を環境文化部くらし人権課職員とともに訪問し、学校職員と児童生徒全員に子どもの権利相談室カードを、各学校 1 年生に子どもの権利相談室リーフレットを配布しました。また、全幼稚園・保育園も訪問し、年中児を対象に子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布しました。

加えて 6 月後半には、市内の子ども達が通っている市外の 2 高校にも相談員が出向き、市内の生徒に子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布しました。

また、10 月から 12 月にかけては、相談員が小中学校・小規模保育所・通信制高校・さわらび学級を訪問し、子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布するとともに、職員との情報交流を実施しました。子どもの権利擁護委員 3 名も一部同行し、市内の子どもたちについての情報を確認しました。

- ② 広報紙（たじみすと）で年に 1 回（6 月）、地域コミュニティーラジオ“FMピピ”で 2 回（7 月と 1 月）子どもの権利擁護委員と相談員が広報を行いました。

- ③ 子どもの権利庁内研修会（5 月）

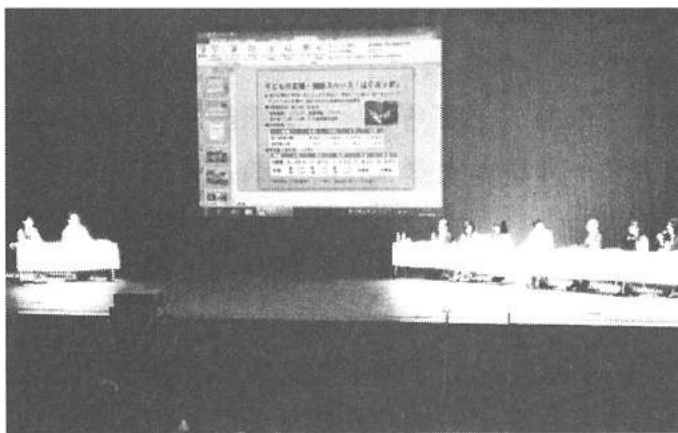
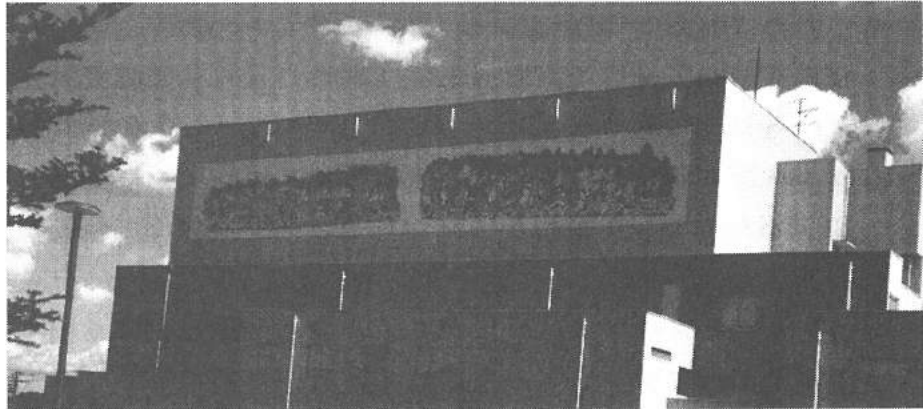
「みんなで学ぼう！～子どもの権利基礎講座～」で松原信継代表擁護委員が講師を務めました。相談員 2 名が研修を受けました。

- ④ 東海地区「子ども条例」ネットワーク設立総会、「子ども条例」シンポジウム（名古屋市・9 月）

子どもの権利擁護委員 3 名と相談員 2 名が参加しました。



- ⑤ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム in 福井（10 月）
子どもの権利擁護委員 2 名と相談員が参加しました。また、前日の関係者会議において、子どもの権利擁護委員が活動報告をしました。



- ⑥ 人権擁護委員との交流会（2 月）

子どもの権利擁護委員と相談員が人権擁護委員と直接顔を合わせて、互いの活動について交流しました。これは、活動報告会時の質疑応答で、人権擁護委員との交流に関する質問が出たことをきっかけに、今年度初めて実現しました。

- ⑦ 多治見市市民児相サービス懇話会にて広報活動（2 月）

子どもの権利相談室についての広報とともに、市内の心身障がい児、障がい者の保護者や本人から直接話を聞き、相談活動に生かしています。

Ⅱ 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「平成29年度救済申立てに関する報告」

多治見市子どもの権利擁護委員
安 藤 友 美（弁護士）

多治見市子どもの権利擁護委員は、行政からの独立を尊重された公的第三者機関であり、子どもの権利侵害について相談に応じその子どもの救済や回復のために助言や支援をします。単なる相談を超え、救済申立てを受けた場合には、権利の侵害かどうかの事実調査をし、子どもの権利を侵害している場合はその機関や相手に対して勧告、是正要請をすることができます。

平成29年度には、公的第三者機関としての目的である救済申し立ては1件でした。同年度に終了した案件もその1件でした。上記案件は以下のとおりです。

- 1 学童保育所にて学童が支援員に暴力を受けたとして、保護者から調査の救済申立てがありました。

当該学童保育の運営法人関係者、コーディネーターおよび当該支援員からの聴き取り、現場視察、提出された資料を踏まえて検討、審議しました。

その結果、上記暴力に関する事実関係を断定するには至りませんでした。本人および保護者の要望に沿った体制の構築を確認することができました。

社会情勢の変化が著しい中で、子どもを取り巻くおとなたちも忙しく、子どもの思いをきちんと受け止めることが難しくなっている気がします。

子どもの思いをしっかりと受け止め、子どもの最善の利益を考えることを大切に皆さんと子どもを支援していければと思っています。

「1年間の活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員
坂 崎 芳 範 (元学校長)

子どもの権利相談室に寄せられる相談は様々です。

まわりのおとな（親やかかわりのある方）からの相談が多い中、子どもが一人で悩んで思いを伝えてくれる場合もありました。また、親が子どもと一緒に相談に来られ、それぞれの思いを聴かせてもらうこともありました。親の思いを受けとめながら、子どもの思いをよく聴くことがとても大切であることや、子どもとの面談の機会を持つことの難しさを感じた1年間でした。

相談を受けてもすぐに解決に近づくことは少なく、困っている子どもにとって、大変つらい思いを長くさせることになります。当然のことながら、子どもによって今までの育ちや思いが違います。子どもの思いを理解することの難しさと、子どもにとってどう解決に向かうことが最善なのかを悩みました。

まわりのおとなの望みが、子どもの望んでいることとは違うのではないかと考える場合もありました。私は、子どもには自分で解決していく力をもっていると考えています。時間はかかりますが、まわりのおとなは、心をあわせて、子どもの伸びようとする力や、乗り越えようとする力を引き出していけるように、ねばり強く支えていくことが大切なのではないかと思いながら活動を進めてきました。

子どもにはモデルである信頼できるおとなが必要です。子どもを支えるまわりのおとな同士にも信頼関係が必要です。それら相互の信頼できる関係づくりが、子どもがすこやかに成長していく力を蓄えさせ、子どもにとっての最善の利益につながるものと考えます。

これからもできる限り、子どもが何を望んでいるのかを、丁寧に聴く機会が持てるようにしながら活動を進めていきたいと思います。また、緊急の対応が必要な場合も、子どものために最優先に、関係するまわりのおとなと連携して、最善の方法をとることができるよう努めていきたいと思います。

このような大切に重い役割を任せられました。長く子ども達と共に学習や生活をしてきた私にとって、再び子どもと関われる有難さと共に、職責の重大さを感じています。微力ですが、相談してきた子どもが、少しでも安心して自分らしさが発揮できるようになればという思いで活動していきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

お わ り に

平成 29 年度は、子どもの権利擁護委員 2 名の交代がありました。

年度の途中ではありましたが、4 年間代表を務めていただいた石田公一擁護委員が 6 月で退任され、7 月からあらたに坂崎芳範擁護委員が就任しました。また、年度末の 3 月をもちまして、代表を引き継いだ松原信継擁護委員が退任となりました。

全国でも、子どもの権利擁護委員制度を取り入れ、さらに相談室が設置されている自治体は少ない現状です。多治見市には、園や学校、家庭の他にも日常的に子ども本人が相談できる環境が整っています。しかし、その認知度はまだまだ低く、より多くの方々に知っていただけるよう、さらなる広報が必要であると感じています。

今年度も相談室では、どんなときでも子どもにとって最善の利益を考えながら、子ども自身が自ら問題を解決できるよう相談活動を行いました。子ども自らの力だけで解決できない問題について、第三者のおとなである子どもの権利擁護委員が、子どもの気持ちに寄り添い、支え、時には代弁しながら、解決に向けた調整活動を行ってきました。

これからも、市民や関係機関と協力連携しながら、公的第三者機関である子どもの権利擁護委員として、長年の活動の蓄積や専門性を生かし、多治見市の子どもたちのために尽力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

平成 29 年度

多治見市子どもの権利擁護委員

松原 信継

安藤 友美

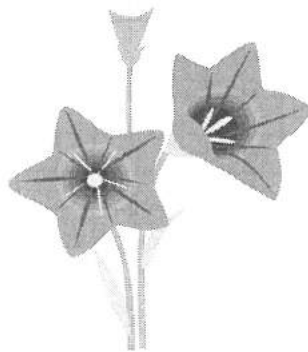
坂崎 芳範

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

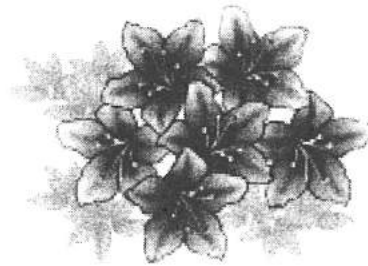
多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿



市の花

ききょう



つつじ

多治見市子どもの権利に関する条例

平成 15 年 9 月 25 日

条例 27 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 子どもの権利の普及（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障（第 7 条―第 9 条）

第 4 章 子どもの意見表明や参加（第 10 条―第 12 条）

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第 13 条―第 18 条）

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 19 条―第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができるまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてと言うことができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくこ

とや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にする気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていきけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どものことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身によ

る学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者は、虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報

の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護

委員」といいます。）を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係

者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第 17 条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第 18 条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第 19 条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第 20 条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10 人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は 3 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第 21 条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第 22 条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報

告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第 7 章 雑則

(委任)

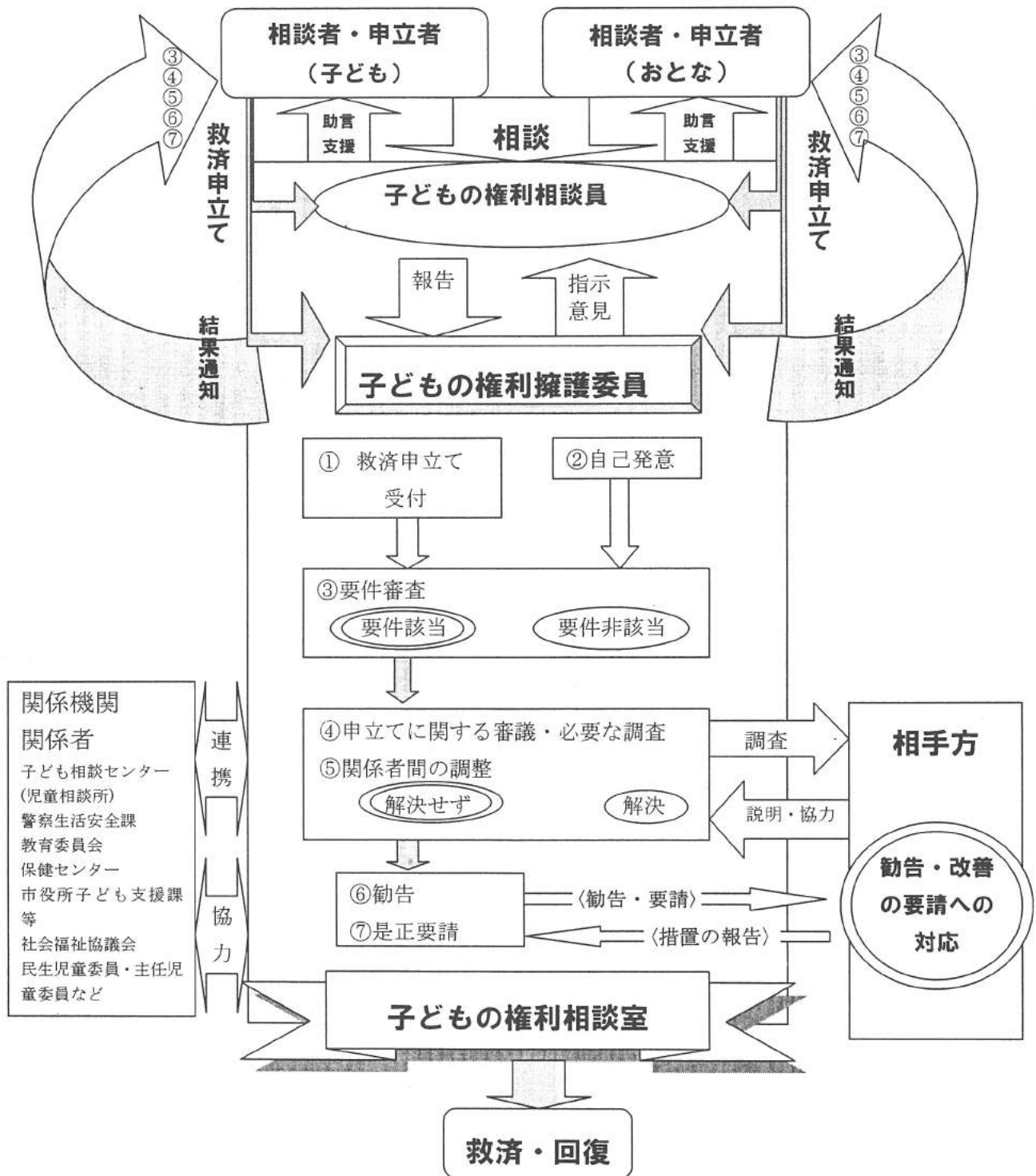
第 23 条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。
(平成 15 年規則第 86 号により、平成 16 年 1 月 1 日から施行。ただし、第 13 条第 3 項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成 15 年 12 月 19 日から施行)

(省略)

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ
子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいと言うこと。
 - ② 自己発意…救済の申立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- *擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿

平成 29 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	石田 公一	元児童相談所長	平成 25 年 7 月 1 日～ 平成 29 年 6 月 30 日
子どもの権利擁護委員 平成 29 年 7 月 1 日～ (代表擁護委員)	松原 信継	愛知教育大学 教授	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
子どもの権利擁護委員	安藤 友美	弁護士	平成 28 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	坂崎 芳範	元学校長	平成 29 年 7 月 1 日～
子どもの権利相談員	小栗 喜代美	市嘱託職員	平成 22 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加藤 弘子	市嘱託職員	平成 27 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加納 真奈美	市嘱託職員	平成 28 年 5 月 1 日～

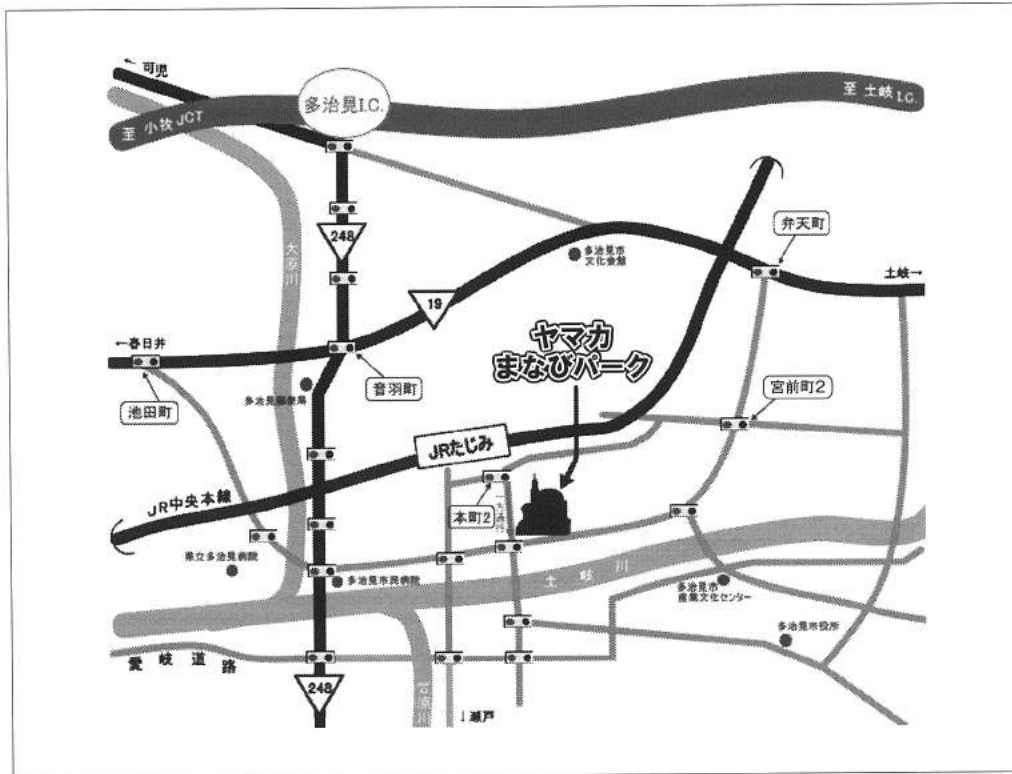
平成 30 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	坂崎 芳範	元学校長	平成 29 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	安藤 友美	弁護士	平成 28 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	伊藤 健治	東海学園大学 教育学部	平成 30 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	小栗 喜代美	市嘱託職員	平成 22 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加藤 弘子	市嘱託職員	平成 27 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加納 真奈美	市嘱託職員	平成 28 年 5 月 1 日～

多治見市子どもの権利相談室

(ヤマカまなびパーク 4 階)



交通アクセス JR 多治見駅から徒歩 5 分

平成 29 年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書
平成 30 年 6 月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町 1-55 ヤマカまなびパーク 4 階
電話／FAX : 0572-23-8786
フリーダイヤル：0120-967-866
メー ル : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp



環境にやさしい大豆インキを使用しています。●作成費用：52,920円 ●作成部数：350部